

読替え内容

(1) 附則－2 施工計画書記載要領

項目	現行の記載	読替え後の記載
2 記載事項 (1) 工事概要	設計図書に定められた事項を記す。	工事件名、施工場所、工事概要、工期、工事種目別施工内容等、設計図書の工事説明に準ずる内容を記す。
(1 1) 安全管理	ア 国土交通省「土木工事安全施行指針」(平成21年3月)、道路使用許可条件等に基づき、災害の防止に関し記す。 イ 保安施設の概要、交通誘導員の配置状況及び保安対策の内容について示す。	ア 国土交通省「土木工事安全施行指針」(平成29年3月)、道路使用許可条件等に基づき、災害の防止に関し記す。 イ 保安施設の概要、交通誘導員の配置状況及び保安対策の内容について、道路種別、工種等ごとの代表箇所を示す。

【参考】

- ・表中の(1)について

施工計画書において、設計図及び入札用設計書、特記仕様書については、設計図書と重複することから、添付を要しないこととする。

- ・表中の(1 1)について

道路使用許可については、交通管理者の許可を得た後、初回及び内容変更時に監督員に提出をすることから、施工計画段階では全ての箇所の作業帯図の添付を要しないこととします。

- ・(7) 仮設備 について

なお、本社設備の一部を現場事務所スペースとして使用するなど、仮設建築物に該当しない場合は、「仮設備」としての記載は要しない。

但し、受注者等提出書類基準の定めのとおり、施工計画書に「受注者事務所・監督員詰所設置届」に該当する内容を記載すること。

(2) 附則－7 工事記録写真撮影要領

項目	現行の記載			読替え後の記載		
写真撮影箇所一覧表 (出来形管理： 管きょ工事)	(P284 表)			(P284 表)		
	工種		撮影項目…	工種		撮影項目…
	小型人孔工	小型人孔工	据付状況	組立人孔工	組立人孔工	据付状況

(3) 附則一 18 建設副産物施工計画書記載要領

項目	現行の記載	読替え後の記載
2 施工計画書の添付書類 (1) 「再生資源利用計画書」	再生資源利用計画書は、建設資材(土砂、碎石、アスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に必要なものであり、(附則一19)により作成する。	再生資源利用計画書は、建設資材(土砂、碎石、アスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に必要なものであり、 (附則一19) により作成する。
(2) 「再生資源利用促進計画書」	再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に必要なものであり、(附則一20)により作成する。	再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に必要なものであり、 (附則一20) により作成する。
(3) 「建設発生土搬出のお知らせ」	…受注者は、「建設発生土搬出のお知らせ」(附則一21)により3部作成し、1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口宛てに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に含めて監督員に提出、1部を自ら保管する。	…受注者は、「建設発生土搬出のお知らせ」 (附則一21) により3部作成し、1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口宛てに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に含めて監督員に提出、1部を自ら保管する。

(4) 附則-19 「土づくりの里」中川建設発生土改良プラント利用要領

項目	現行の記載	読替え後の記載																																																																																													
<p>【別紙】</p> <p>4 有害物質の試験項目・基準値及び検定方法</p>	<p>試験項目・基準値は、土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第3及び同別表4による。 (平成28年3月29日付一部改正を公布)</p> <p>検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号(平成28年3月29日一部改正を公布)及び平成15年3月6日環境省告示第19号による。</p> <p><別表第3(第31条第1項関係)></p> <table border="1" data-bbox="461 853 922 1196"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>mg/l</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>mg/l</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>mg/l</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエタン</td><td>mg/l</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1・1-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>シス-1・2-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1・3-ジクロロプロペン</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>mg/l</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>水銀及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	基準値	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01 以下	六価クロム化合物	mg/l	0.05 以下	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下	シマジン	mg/l	0.003 以下	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	<p>試験項目・基準値は、土壌汚染対策法施行規則(平成14年12月26日環境省令第29号)別表第3及び同別表4による。 (平成30年9月18日付一部改正を公布)</p> <p>検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号(平成30年9月18日付一部改正を公布)及び平成15年3月6日環境省告示第19号による。</p> <p><別表第3(第31条第1項関係)></p> <table border="1" data-bbox="963 846 1415 1202"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.01 以下</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>mg/l</td><td>0.05 以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>mg/l</td><td>0.003 以下</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>mg/l</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエタン</td><td>mg/l</td><td>0.004 以下</td></tr> <tr><td>1・1-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.1 以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>シス-1・2-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.04 以下</td></tr> <tr><td>1・3-ジクロロプロペン</td><td>mg/l</td><td>0.002 以下</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>mg/l</td><td>0.02 以下</td></tr> <tr><td>水銀及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.0005 以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	基準値	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01 以下	六価クロム化合物	mg/l	0.05 以下	クロロエチレン	mg/l	0.002 以下	シマジン	mg/l	0.003 以下	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下	四塩化炭素	mg/l	0.002 以下	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下	1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下	ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと
試験項目	単位	基準値																																																																																													
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01 以下																																																																																													
六価クロム化合物	mg/l	0.05 以下																																																																																													
クロロエチレン	mg/l	0.002 以下																																																																																													
シマジン	mg/l	0.003 以下																																																																																													
シアン化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																													
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下																																																																																													
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下																																																																																													
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下																																																																																													
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下																																																																																													
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下																																																																																													
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下																																																																																													
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下																																																																																													
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下																																																																																													
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																													
試験項目	単位	基準値																																																																																													
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01 以下																																																																																													
六価クロム化合物	mg/l	0.05 以下																																																																																													
クロロエチレン	mg/l	0.002 以下																																																																																													
シマジン	mg/l	0.003 以下																																																																																													
シアン化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																													
チオベンカルブ	mg/l	0.02 以下																																																																																													
四塩化炭素	mg/l	0.002 以下																																																																																													
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004 以下																																																																																													
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1 以下																																																																																													
1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下																																																																																													
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04 以下																																																																																													
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002 以下																																																																																													
ジクロロメタン	mg/l	0.02 以下																																																																																													
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005 以下																																																																																													
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																													